

審判所、課税の公平からの当然の権限行使

理由付記の不備による 新たな更正処分は適法

更正処分等を行った後、処分の理由の不備により改めて更正処分等が行えるかが争点となった判決で、国税不服審判所は、原処分庁が理由付記に不備のあった第一次更正処分を是正するため、第二次更正処分によりこれを取り消して、改めて処分理由を追完した更正処分を行ったことは、適正な課税の確保を図るために行った課税の公平の見地から当然の権限の行使であるとして請求人の請求を棄却した（高裁（諸）令5第5号）。理由付記の趣旨は、行政の適正化を図るものであり、理由付記の不備により更正処分を取り消した後、新たに正しい理由を付記して更正処分ができないとするものではないことから、本件更正処分は違法とはいえないと判断した。



通則法の改正で処分の理由を記載も、原処分庁と争うケースが

平成23年12月の国税通則法の改正により、税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、すべての処分について、その通知書に処分の理由を記載することになった。制度も定着し、原処分庁が提示した処分の理由に不備があるケースは稀といえるが、更正通知書に記載された処分の理由に関して納税者が原処分庁と争うケースは少なくない。本誌1032号（2024年6月24日号）では、原処分庁が提示した処分の理由の提示に不備があるとの理由で、更正処分等が全部取り消された判決事例（令和5年12月15日判決）を紹介しているが、この場合、課税当局側が改め

て更正処分を行うことが可能であるため、納税者からすれば酷な状況に陥ることにもなりかねないとの問題点を指摘していた。

今回紹介する判決事例は、当初の更正処分等の理由に不備があり、その後、更正処分を取り消し、改めて正しい理由を付して更正処分を行ったもの。原処分庁は、納税者の二度目の審査請求の前に理由の不備を是正したものとなっているが、審判所は、改めて更正処分が可能であるとの判断を行っている。納税者側は二度審査請求を行い、その後、訴訟を提起していることを考慮すれば、課税当局においてより一層慎重な対応が求められよう。以下、本件についてみてみることにする。



最初の更正処分では相続人の課税価格に加算と判断した理由なし

本件は、原処分庁が、請求人以外の相続人について、みなし相続財産に当たるとして更正を契機とする生命保険契約に関する権利に加算等（第一次更正加算等）を行った後、①

最新号（11月25日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。